

福岡県医発第917号（総）

平成19年8月31日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横倉 義武

（公印省略）

平成19年介護サービス施設・事業所調査の実施に関する協力依頼について

標記調査について、日本医師会より別紙のとおり協力方依頼がありました。

本調査は、現在の介護サービスについて提供体制・提供内容等を把握し、今後の介護サービス提供の基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的としているもので、調査客体は、介護保険施設、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防居宅サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所の全数と介護保険施設及び訪問看護ステーションについて、層化無作為抽出した対象施設の利用者が対象となっております。調査期日は本年10月1日現在において実施することになっております。

本会では、第15回全理事会（平成19年8月30日）において協議の結果、これに協力することに決定いたしました。

つきましては、別紙内容のとおり実施されますので、貴会におかれましても本調査へご協力いただきますようご高配方よろしくお願い申し上げます。



(介 3 1)

平成 19 年 8 月 2 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

天 本



平成 19 年介護サービス施設・事業所調査の実施に関する協力依頼について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省は平成 12 年より実施されております標記調査に関し、本年も実施することとし、別添のとおり本会宛に調査協力依頼がありました。

当該調査は、現在の介護サービスについて提供体制・提供内容等を把握し、今後の介護サービス提供の基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的としているもので、調査客体は、介護保険施設、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防居宅サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所の全数と、介護保険施設及び訪問看護ステーションについて、層化無作為抽出した対象施設の利用者等が対象であり、調査期日は本年 10 月 1 日現在において実施することになっております。

本会においては、本調査に協力することと致しましたので、貴会におかれましても、本調査の円滑な実施にご協力を賜りたくご高配方宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

(添付資料)

- ・平成 19 年介護サービス施設・事業所調査の協力依頼について

(平 19. 7. 25 統発第 0725003 号 厚生労働省大臣官房統計情報部長)

- ・参考資料 「平成 19 年介護サービス施設・事業所調査 調査の手引」より抜粋

以上





統発第 0725003号

平成19年 7 月25日

社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省大臣官房統計情報部長



平成19年介護サービス施設・事業所調査の協力依頼について

介護サービス施設・事業所調査につきましては、かねてから多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年においても下記のとおり実施することといたしましたので、引き続き貴会の御協力を賜りたく、御配意方お願い申し上げます。

記

1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得るとともに、介護サービス施設・事業所名簿を作成することを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 介護保険施設、各事業所

以下に掲げる介護保険施設、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所を対象とし、その全数を客体とする。

ア 介護保険施設

指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設

イ 居宅サービス事業所

訪問看護ステーション、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所療養介護事業所

ウ 居宅介護支援事業所

エ 介護予防サービス事業所

介護予防訪問看護ステーション、介護予防訪問介護事業所、介護予防訪問入浴介護事業所、介護予防通所介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所、

介護予防特定施設入居者生活介護事業所、介護予防福祉用具貸与事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所、介護予防短期入所療養介護事業所

オ 介護予防支援事業所

カ 地域密着型サービス事業所

地域密着型介護老人福祉施設、夜間対応型訪問介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所

キ 地域密着型介護予防サービス事業所

介護予防認知症対応型通所介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

(2) 介護保険施設及び訪問看護ステーションの利用者

ア 介護保険施設利用者

平成19年9月中に介護保険施設を利用した者を対象とし、層化無作為抽出した約3,600施設の在所者及び退所者の全数を客体とする。

イ 訪問看護ステーション利用者

平成19年9月中に訪問看護ステーションを利用した者を対象とし、層化無作為抽出した約1,600事業所の利用者の全数を客体とする。

3 調査の期日

平成19年10月1日（月）現在において実施する。

4 調査の事項

次の調査票に掲げる事項とする。

- (1) 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票（別紙1）
- (2) 介護老人保健施設票（別紙2）
- (3) 介護療養型医療施設票（別紙3）
- (4) 訪問看護ステーション票（別紙4）
- (5) 居宅サービス事業所（福祉関係）票（別紙5）
- (6) 地域密着型サービス事業所票（別紙6）
- (7) 居宅サービス事業所（医療関係）票（別紙7）
- (8) 介護保険施設利用者個票（別紙8）
- (9) 介護保険施設利用者一覧票（別紙9）
- (10) 訪問看護ステーション利用者個票（別紙10）
- (11) 訪問看護ステーション利用者一覧票（別紙11）

5 調査の方法

介護保険施設及び各居宅サービス事業所等の管理者が調査票に記入する。

6 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行い、調査結果は速やかに公表する。

I 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得るとともに、介護サービス施設・事業所名簿を作成することを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 介護保険施設、各事業所

以下に掲げる介護保険施設、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所を対象とし、その全数を客体とする。

ア 介護保険施設

指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設

イ 居宅サービス事業所（訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導を除く）

訪問看護ステーション、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所療養介護事業所

ウ 居宅介護支援事業所

エ 介護予防サービス事業所（介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導を除く）

介護予防訪問看護ステーション、介護予防訪問介護事業所、介護予防訪問入浴介護事業所、介護予防通所介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所、介護予防特定施設入居者生活介護事業所、介護予防福祉用具貸与事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所、介護予防短期入所療養介護事業所

オ 介護予防支援事業所

カ 地域密着型サービス事業所

地域密着型介護老人福祉施設、夜間対応型訪問介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所

キ 地域密着型介護予防サービス事業所

介護予防認知症対応型通所介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

(2) 介護保険施設及び訪問看護ステーションの利用者

ア 介護保険施設利用者

平成19年9月中に介護保険施設を利用した者を対象とし、層化無作為抽出した約3,600施設の在所者及び退所者の全数を客体とする。

イ 訪問看護ステーション利用者

平成19年9月中に訪問看護ステーションを利用した者を対象とし、層化無作為抽出した約1,600事業所の利用者の全数を客体とする。

3 調査の時期

平成19年10月1日（月）

4 調査票の種類及び主な調査事項

(1) 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票

法人名・施設名、施設の所在地、開設主体及び経営主体、介護報酬上の届出、ユニットの状況、定員及び居室の状況、居住費の状況、施設サービスの状況、食費の状況、併設の状況、従事者数等

(2) 介護老人保健施設票

法人名・施設名、施設の所在地、開設主体、介護報酬上の届出及び施設の区分、ユニットの状況、定員及び療養室の状況、居住費の状況、施設サービスの状況、食費の状況、併設の状況、従事者数等

(3) 介護療養型医療施設票

法人名・施設名、施設の所在地、開設主体、介護報酬上の届出、ユニットの状況、病床数、病室の状況、居住費の状況、施設サービスの状況、食費の状況、併設の状況、従事者数等

(4) 訪問看護ステーション票

法人名・ステーション名・ステーションの所在地、サービスの種類、開設主体、加算等の届出の状況、出張所等（サテライト事業所）の状況、9月中のサービスの提供状況、9月中の職種別訪問回数、従事者数等

(5) 居宅サービス事業所（福祉関係）票

法人名・事業所名・事業所の所在地、サービスの種類、経営主体、サービスの提供状況、食費の状況、従事者数等

(6) 地域密着型サービス事業所票

法人名・事業所名・事業所の所在地、サービスの種類、経営主体、サービスの提供状況、食費の状況、従事者数等

(7) 居宅サービス事業所（医療関係）票

法人名・施設名・施設の所在地、施設の種類・サービスの状況、開設主体、介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護の状況、介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーションの状況、従事者数等

(8) 介護保険施設利用者個票

性別、出生年月日、要介護度、主傷病名、認知症高齢者の日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）、利用料、医療処置等の状況等

(9) 訪問看護ステーション利用者個票

性別、出生年月日、要介護度、主傷病名、認知症高齢者の日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）、訪問先の状況、同居家族の状況、利用料、訪問看護等の状況等

(10) 介護保険施設利用者一覧票

性別、出生年月日、要介護度

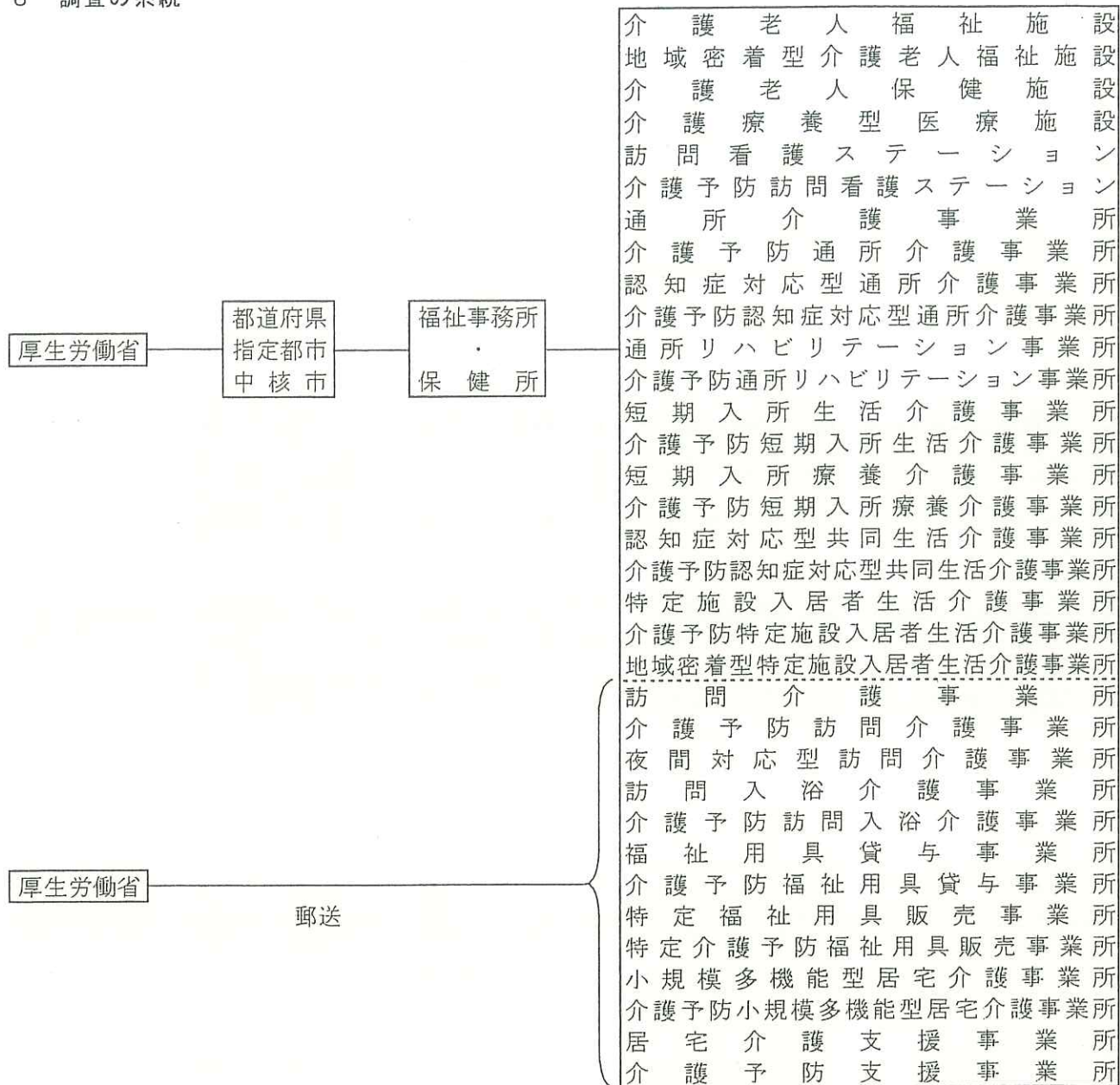
(11) 訪問看護ステーション利用者一覧票

性別、出生年月日、要介護度

5 調査の方法

介護保険施設、各事業所の管理者が調査票に記入する。

6 調査の系統



7 集計及び結果の公表

集計は厚生労働省大臣官房統計情報部が行い、調査結果は「平成19年介護サービス施設・事業所調査結果の概況」を公表するとともに、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>) に掲載する。その後、「平成19年介護サービス施設・事業所調査」(報告書)を刊行する。名簿については「平成19年介護サービス施設・事業所名簿」として速やかに公表する。

Ⅱ 調査実施上の注意事項

1 秘密の保護

この調査は、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定により承認を受けた調査です。

本調査は記入者負担軽減を図るため、「事業所名」「事業所の所在地」など、調査事項の一部に前回調査の回答内容等を印字して、変更のあった場合に修正してしていただく「プレプリント方式」を採用しています。調査実施の各段階において、プレプリントの内容が他に漏れることのないよう、秘密の保護に十分注意してください。

各事業所への調査票の配付については、事業所名等を確認の上、誤配付のないよう注意してください。

2 調査対象

平成19年10月1日午前零時現在における介護保険施設、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所の全数を対象として調査を実施します。

○対象施設・事業所

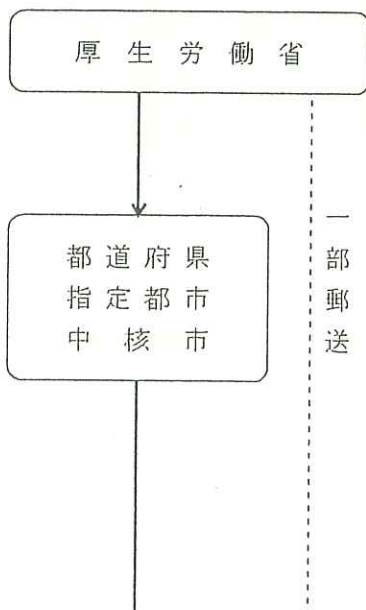
- ・活動中の施設・事業所
- ・休止中の施設・事業所
- ・10月1日 廃止予定の施設・事業所
- ・10月1日までの間に事業譲渡等により、引き続き事業の継続されるもの

○対象外施設・事業所

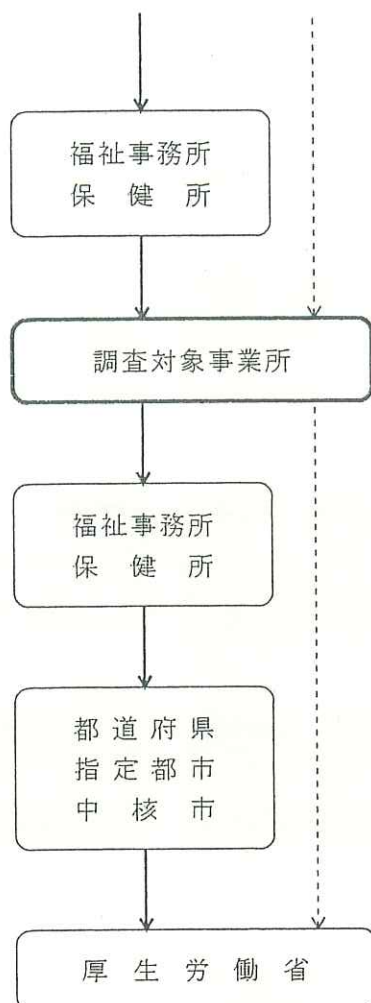
- ・10月1日 認可・届出・設置・開設された施設・事業所

3 調査の実施方法

調査の流れは以下のとおりです。ただし、福祉事務所・保健所の事務系統につきましては各都道府県・指定都市・中核市（以下、「都道府県・市」といいます）の実情に合わせて変更して実施していただいても構いません。また、都道府県・市、福祉事務所・保健所における具体的な事務内容については「Ⅴ 都道府県・指定都市・中核市における事務」「Ⅵ 福祉事務所・保健所における事務」を参照してください。



- 調査票、調査対象名簿など、調査関係書類を都道府県・市に送付します。
- 一部の居宅サービスだけを行っている事業所については、厚生労働省から直接、郵送で調査を実施します。
- 調査関係書類を受け取り、調査対象名簿の内容確認を行います。
※ 厚生労働省から送付する「平成19年介護サービス施設・事業所調査対象名簿」に掲載されていない施設及び事業所があった場合は名簿の修正および調査票の作成を行ってください。
- 調査系統に従い、福祉事務所、保健所への調査関係書類の配付を行います。



- 調査対象名簿に基づき、事業所への調査票の配付を行います。
- 必要に応じて調査対象名簿の修正を行います。

事業所の管理者が調査票の記入を行います。

- 記入済み調査票を回収し、記入漏れがないか等を確認します。
- 都道府県・市が定めた期日までに提出します。

- 提出された記入済み調査票の審査を行います。
- 必要に応じて調査対象名簿の修正を行います。
- 平成19年11月15日(木)までに厚生労働省に提出します。

4 注意事項

- (1) 市町村が認定する基準該当事業所も対象とします。
- (2) 居宅サービス事業所（福祉関係）票にあるサービスを複数行っている事業所は、1冊の居宅サービス事業所（福祉関係）票に記入してください。
- (3) 地域密着型サービス事業所票にあるサービスを複数行っている事業所は、1冊の地域密着型サービス事業所票に記入してください。